

(別紙)

○「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前				
(略) 記				(略) 記				
1～5 (略)				1～5 (略)				
別紙1 (略)				別紙1 (略)				
別紙2				別紙2				
管理基準				管理基準				
単位：mg/kg				単位：mg/kg				
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	
農薬	(略)	(略)	(略)	農薬	(略)	(略)	(略)	
	クロチアニジン	(略)	(略)		クロチアニジン	(略)	(略)	(略)
		稲発酵粗飼料	<u>2</u>			稲発酵粗飼料	<u>1</u>	
		(略)	(略)			(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	チアクロプリド	(略)	(略)		チアクロプリド	(略)	(略)	(略)
	チアジニル	稲わら	<u>50</u>		チアジニル	(新設)	(新設)	(新設)
		稲発酵粗飼料	<u>5</u>			(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	テトラニプロロール	稲わら	(略)		テトラニプロロール	稲わら	(略)	(略)
稲発酵粗飼料		<u>0.05</u>	(新設)	(新設)				

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
テブフロキン	稲わら	(略)	(略)	テブフロキン	稲わら	(略)	(略)
	<u>稲発酵粗飼料</u>	<u>2</u>	(略)		(新設)	(新設)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
フェリムゾン	(略)	(略)	(略)	フェリムゾン	(略)	(略)	(略)
<u>フェンキノトリオン</u>	稲わら	<u>1.5</u>	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>稲発酵粗飼料</u>	<u>0.03</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヘプタクロル	(略)	(略)	(略)	ヘプタクロル	(略)	(略)	(略)
<u>ベンズピリモキサン</u>	稲わら	<u>20</u>	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>稲発酵粗飼料</u>	<u>6</u>	(略)		(新設)	(新設)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 1～9	(略)			注 1～9	(略)		